

函館市告示第154号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月1日

函館市長 工藤 壽 樹

1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務の開始の日

平成29年4月1日